

1. 第13回外部審査(4回目再認証審査)終了

6月11日から12日の2日間にわたり、事務所内各部署、第一工場、第二工場、阿久和工場の全社で再認証審査を受審しました。審査員2名が来社され、文書、記録の詳細なチェック、現場ヒアリング及び確認などにより環境マネジメントシステム適用規格の要求事項に適合して運用されているかの確認を受けました。特に、今年は3年毎の再認証審査のため、過去3年間の目的・目標の達成状況、環境側面の変化、有効性及び改善を継続的に維持しているかなどを主眼に審査が行われました。結果、観察事項3件の指摘はありましたが、不適合の指摘はなく、審査の過程では当社は特許・実用新案を多数持つ技術企業として、技術的な改良改善が色々と実施されており、有効性のある運用が

認められるとの評価を得ました。事務所、現場で対応された方をはじめ、皆様、お疲れさまでした。お陰様で、無事に審査を終えることができました。審査へのご協力に感謝申し上げますとともに、今後も審査の結果を活かして環境マネジメントシステムの適切な維持管理に努めていきたいと思っておりますので、これからも継続して環境配慮の取組みにご協力いただけますよう、併せてお願いいたします。



2. ISO14001改正の動向

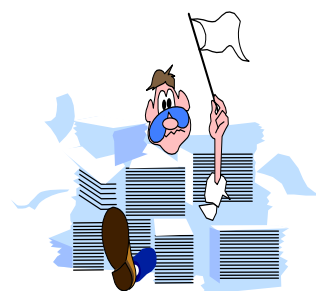
ISOが発行する認証規格のマネジメントシステムにはどのようなものがあるかご存知でしょうか。国際規格であるISOのマネジメントシステムは、最初に品質に関わるISO9001が1994年に発行されました。続いて環境に関わるISO14001が1996年9月に発行され、その後、食品安全(ISO22000)、情報セキュリティ(ISO27001)、船舶及び海洋技術(ISO28000)、エネルギー(ISO50001)、道路交通安全(ISO39001)、ITサービス(ISO20000)、社会セキュリティ・事業継続(ISO22301)などのマネジメントシステムが次々と発行されています。各々のマネジメントシステムの要求事項にはそのシステム固有の要求事項と、各システム共通の要求事項があります。

例えば、環境マネジメントシステムにおける組織にとって何が環境に著しい影響を与えるか環境側面を評価する環境影響評価の要求事項は環境に関わる固有の要求事項ですが、他のマネジメントシステムには存在しません。

また品質マネジメントシステムには製品・サービスに関わる顧客満足度の測定及び監視の要求事項は品質に関わる固有の要求事項です。各システム共通の要求事項には、責任と権限、コミュニケーション、教育訓練、文書、記録、内部監査、マネジメントレビューなどいわゆる支援要素と言われるものがあります。各マネジメントシステムは各々の専門委員会で開発されてきましたので、用語の定義、目次のタイトル、条文構成順序などが微妙に異なっています。

近年、組織が複数のマネジメントシステムを認証取得するケースが増えています。これら複数のマネジメントシステムの認証を受けている組織が審査機関による外部審査を受審する場合、複数規格の中で共通性のある部分について審査を同時に行うことで、審査の効率化を図り、受審準備・審査工数・費用などの負担を軽減する形をとる、いわゆる複合審査が採用されるようになってきました。

この傾向を踏まえてISOが発行するすべてのマネジメントシステム規格の共通要素の整合、統一に向けた検討が進んでいます。ISOでは、制定した規格を原則として、5年ごとに見直すというルールがあります。ちなみにISO9001は2008年に見直しが行われ、ISO14001とのより整合も考慮された改訂版が発行されました。当社がISO1400



1を認証取得したのは2000年9月ですので、その時の規格はISO14001:1996です。2004年に第2版の規格の見直しが行われましたが、その改訂は追補的な内容でしたので、当社のマニュアル、規定、要領への影響は殆ど無かったようです。当初はISO9001/14001両規格の両立性と整合性を図るべく検討がされてきました。検討結果、全規格を対象とすべきとして技術管理評議会に否定されたため、次回のISO14001の改訂は、当初は2012年の予定でしたが、現在では2015年頃にずれ込んでしまうとみられています。議論の観点は、ISO14001と組織の経営戦略との連関、供給連鎖への影響、環境成績の改善、利害関係者の参画、外部への情報発信、社会的責任、温暖化ガス排出、省エネルギー

など他の規格との関係が含まれ、組織が現在の問題に対応するだけでなく、将来の環境問題にも取り組むことを可能とし、2020年代半ばまでは通用するような規格とするように改訂が行われると見られています。

現行の2004年版の改訂が追補的な内容にとどまっていたのに比べて、次回の改訂は「大改訂」となる見通しです。

次期改訂で議論される主な項目は次の6つの予定です。

環境パフォーマンス、環境パフォーマンス指標の要求事項を強化する
法令順守へのコミットメント、知識・理解の実証という概念を考慮する
ライフサイクル思考及びバリューチェーンの観点、本業プロセスでの戦略的考慮
コミュニケーションに関する戦略的、体系的なアプローチの導入
要求事項への適用が徐々に広がるような成熟度評価の適用についての考慮
(認証取得15年の企業と、始めて認証を取得する企業とを、同じスペックで審査するの
か? グレード別審査もやっているのではないかと? という議論)
ISO26000(社会的責任規格)では、環境課題として「汚染の予防」「持続可能な資源の
利用」「気候変動の緩和と適応」「自然環境の保護と回復」の4つを掲げているがISO
14001は主に「汚染の予防」だけである。それでいいのか? という議論

当社の環境マニュアル、規定、手順書、記録なども改定規格の要求事項に基づいて、見直しが必要となってきます。規格が共通化されることによって、審査制度も大きく変わるかも知れません。



3. 環境に関わる税について

環境に関して創設された国・地方自治体の新しい税についての考察です。

「横浜みどり税」

横浜市では市域の緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かなまち横浜を次世代に継承するために平成21年度から「横浜みどり税」なる新税が導入されたことは皆さんの記憶に残っているのではないのでしょうか。横浜市は全国的に見ても税負担の高い都市です。条例が成立したときは実施期間が3年間でしたが、その後2年延長され、5年間となり平成26年度まで税が賦課されます。個人は市民税の均等割に「横浜みどり税」分として年間900円を上乗せ(超過課税)になり、均等割は平成21年度分から年間3900円となっています。また、県民税均等割は年間1300円なので、平成21年度の

個人住民税の均等割は5200円になります。法人は資本金の額、従業員数で税額が決まり5万円台から300万円台までの幅があります。使途は横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)(素案)のうち、公有地化等樹林地・農地の保全・緑化の推進・維持管理の充実による緑の質の向上・市民参画の促進などの施策・事業に充てられるとのこと。新税の効果はどのように測定されるのでしょうか。一般的な測定の目安のひとつとして緑被率(りょくひりつ)

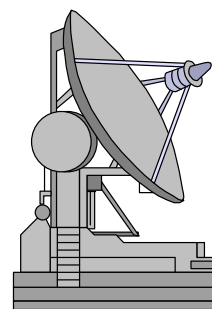


というのがあります、一定の広がり地域で、樹林・草地、農地、園地などの緑で覆われる土地の面積割合で自然度を表す指標の一つで夏に撮影した空中写真などを測定データとして用いています。日本はカナダなどとともに、先進国の中では緑被率の比較的高い国ですが、東京都23区内の区域の緑被率は平均で約20%台とされています。横浜市の緑比率は5年毎に調査・公表されていて調査を開始した平成50年は45.4%でしたが、平成16年は31%、平成21年は29.8%と減少しています。平成21年横浜市の内訳は、緑区、栄区が40%台、泉区、戸塚区、旭区などが30%台後半で瀬谷区が35.1%と続いています。新税が適正に使用されているのか、効果が上がっているのか市の広報などでは良く分かりません。税導入時に、そもそもどの程度の緑の減少をはかるのか計画値が存在したのでしょうか。緑地化は、農政、都市開発、公園整備など多岐に関連し、それぞれ対等セクションに分かれています。緑地化を目指す場合、環境マネジメントシステムと同様にPlan(計画)、Do(実行)、Check(監視・測定)、Action(改善)が必要ではないのでしょうか。次回の測定・調査は平成26年です。横浜市からは中間で進捗報告があっただけで、税徴収が終了したとき成果などの総括の責任はあるのではないかと思います。

地球温暖化対策税(環境税)

今年10月1日から「環境税」が導入されます。地球温暖化の対策として最も本質的な手法ともいわれ、欧州のいくつかの国々でその導入が検討されていて、スウェーデン、オランダ、ドイツ、イギリスなどでは既に導入されており、これらの国はいずれも温室効果ガス排出量削減を実現していることから、高い効果が期待されています。この税は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO₂)の排出を減らすため「原油・石油」「ガス状炭化水素」「石炭」に課税して、その消費を抑えていこうという趣旨のもとに検討されましたが、原子力発電所の再稼働が見通せず、火力発電への依存度が高まる中、燃料にかかる環境税が電気料金やガス料金に転嫁されれば、家庭や企業の負担はさらに増える見通しです。環境省の試算では10月からの当初1年間は1世帯当たり年間約200円の負担増に。その後、3年間で段階的に上がっていき、平成28年度からは年1200円の負担増となります。しかし初年度は1世帯当たり年間約200円の増税額ですから、国民に増税の実感はほとんどないはず。負担が少ないのはいいのですが、これではガソリンなどの消費を抑えて、CO₂の排出を減らすというのは難しいのではないのでしょうか。集めた税収を、政府はCO₂排出削減のために役立てると掲げてはいますが、実際にはどのくらい充てられるのかも不透明です。なぜなら徴収した税収(初年度391億円、平成28年度以降2623億円)は、使い道が決まっていな一般財源に組み込まれることになっていて、そこから環境関連のものに使われると、うたわれてはいます。しかし、消費税で取りざたされているように、公共事業に回る可能性もなきにしもあらず。それこそ環境に悪い事業などに使われなとも限りません。

環境税、およびそれを含めた地球温暖化への対策の影響には、エネルギー集約型産業などへ悪影響を与える面と環境対応型の産業の拡大を促すプラスの面があるといわれています。環境税という名のもとに徴収した税収ですから、脱原発や、それに代わる再生可能エネルギーの推進に充てて、本当の意味で私たちの環境を守るために役立ててほしいもの。環境税は1世帯あたりにすると、微々たる増税とはいえ、国全体では大きな額になります。これから私たちは、自分たちの払った税金の行き先を見届けようとする意識を持つことが大切だと思います



4. 原発再稼働について

国内の全原子力発電所が稼働を停止しているなか、関西の電力不足に対応するため福井県大飯原発が7月1日に再稼働を開始しました。しかし、その後、専門家会合で活断層の疑いが出たため、経済産業省の原子力安全・保安院が、北陸電力の石川県志賀原発と大飯原発の敷地内の断層の再調査を電力会社に指示しました。問題の断層は大飯原発の2、3号機の間と、志賀原発1号機の真下を走っていて、東日本大震災で各地の断層が動く現象が見られたため、あらためて確認すべきかどうか話し合われ、電力会社は「問題ない。活断層ではない」で通してきたものです。両原発とも設置許可申請は1980年代半ばで、いま頃になってずさんとも何ともいいようがありません。保安院は調査中も

2基の原発の運転停止は求めず、停止中の志賀原発1、2号機は調査を終えるまでは再起動させないということです。

再調査が指示された志賀原発の場合、1号機の原子炉建屋の真下に断層があり、専門家からは「典型的な活断層」との指摘がでています。建設当時、北陸電力は活断層ではないと主張し、政府の「安全」審査もそのまま通過していました。

専門家からは「炉心の下を通ってる。よくこういうものが審査を通った。あきれてものが言えない」という声も上がっています。

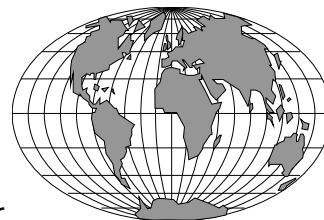
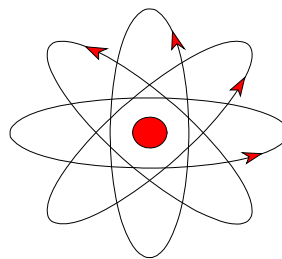
一方、大飯原発の敷地内にある断層も関西電力は活断層ではないと否定してきました。今回の3、4号機の再稼働にあたって問題になりましたが、関西側が十分な資料を提出していなかったこともあり、「活断層の疑いは否定できない」と、調査が指示されました。

活断層が震源になって地震が起きれば、地盤がずれる断層上の建物の被害を防ぐ方法はありません。原子炉など重要な建物は活断層の上につくることが禁止されています。志賀原発の真下の断層が活断層なら、もともと原発を建設すべき場所ではありません。

関西電力・福井県「美浜原発」、北海道電力・「泊原発」、東北電力・青森県「東通原発」などなど...志賀、大飯以外にも活断層の疑いがある原発は沢山あります。

政府のエネルギー環境会議は2030年代に「原発ゼロ」を決めましたが、米国の反発、日本経団連、経済同友会の「疑問」「違和感」「到底受け入れられない」との表明を受けて閣議決定は見送られました。クリーンエネルギーを基本方針としたエネルギー戦略がグラグラしており、まさに、理念が先行し、行程、代替の具体的裏付け・策定は先送りという感は否めません。

私たちは大災害がいつ起きるか予見できる確立した科学技術・知識をまだ持ち合わせていません。千年に一度と言われる東日本大震災に襲われた貴重な教訓を生かすためにも、もっとスピード感を持って対策をとっていかねばならないのではないのでしょうか。



5. 節電について

今夏、節電目標として2010年度対比2.2%削減を設定し、目標達成に向けて各部署ご協力の下に活動を推進しています。

7月末時点で4月からの電力使用量は32,657kwで2010年度対比2.4%削減していましたが、今年の厳しい猛暑の影響を受けたためか8月末時点では4月からの電力使用量累計は45,141kwで前年比2.4%の削減で若干未達となってしまいました。

9月に入っても記録的な残暑が続きましたが、彼岸を迎え、やっと朝夕は凌ぎやすくなってきました。暑さ寒さも彼岸まで。節電にご協力下さい。

